

## ■副食費の補助対象者

★年収３６０万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が７７，１００円以下の世帯）の全てのお子さん  
＜対象となる世帯所得の判定について＞

原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により行います。  
市町村民税所得割額の確認方法については、別紙「世帯所得の判定に用いる市町村民税額等の見方」を参考にしてください。

★年少から小学校３年生までの範囲内にきょうだいが２人以上いる場合の、３子目以降のお子さん

その年度の４月１日現在の年齢で判定を行います。小学校３年生修了前の最長子を第１子としてカウントします。

（例１）

（例２）



※上記の条件を確認いただき、明らかにこの条件等に該当しない場合は、**補助申請は不要**です。

※条件に該当するかわからない場合は、税額がわかるもの（税額決定通知、所得課税証明書等）をお持ちの上、岐南町役場こども安心課窓口までお問い合わせください。

## ■申請手続について

一旦各幼稚園に副食費をお支払いいただき、申請期限までに各幼稚園を通じて償還払いの申請書等をご提出いただきます。その後、町で補助対象者かどうか審査を行い、対象と認められた場合、町から申請者（保護者）の口座に払い戻しを行います。

申請は、**6か月毎（前期分・後期分）**の申請となります。

- ・申請書類等提出先

お子さんが在籍している幼稚園

- ・必要な書類

以下の書類を、「副食費補助申請書類及び関係書類提出用封筒」に封入し、在園幼稚園名及びお子さんのご氏名を記入し封緘をしたうえでご提出ください。

- （１） 岐南町私立幼稚園利用者実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付申請書
- （２） 本人確認書類（写）添付用紙（父母及び生計中心者の個人番号の提出のために、申請者の本人確認が必要となります。）
- （３） 幼稚園が発行する副食費に係る領収書その他保護者様が負担した利用料の額及び内訳がわかる書類（保護者の方が副食費を幼稚園に納めている証拠書類となります）
- （４） 振込先口座の通帳・キャッシュカードの写し（銀行名、預金種目、口座番号、口座名義が全て記載されている部分）

※幼稚園によって、（３）の書類を保護者様にお渡しする日が違います。必要な書類が全てそろい次第、申請願います。

※海外居住等により、市民税情報がない保護者や日本国内及び海外での収入がある保護者については、「所得状況申告書」及び対象期間中の所得額・控除額が確認できる書類（日本語訳添付）提出が必要です。

※免除対象者の算定に用いる市町村民税の年度の切替は毎年９月になります。それに伴い、免除対象者から外れる場合や新たに対象者になる場合があります。

岐南町役場 こども未来部

こども安心課

電話 058-247-1344